

南部町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 20,196	千円 10,317,209	千円 222,413	千円 1,650,943	% 16.0	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
24年度	人 189	千円 735,602	千円 85,078	千円 250,858	千円 1,071,538

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,670	千円 5,817

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

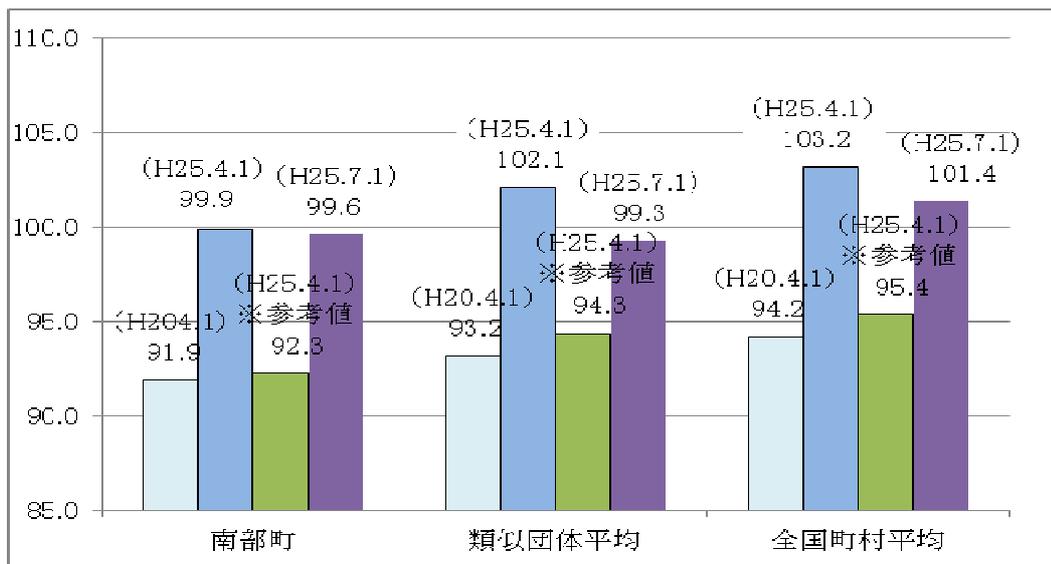
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
なし	平成25年4月1日時点のラスパイレス指数が99.9となっており、給与削減措置をこうじなくとも国と同様あるいは、それより低いと見做せると考えられるため。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	ラスパイレス指数 ・ H25.4.1 99.9 ・ H25.4.1(参考値)92.3 ・ H25.7.1 99.6
(手当)	

(その他)

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南部町	44.2歳	313,700円	348,100円	346,131円
青森県	43.5歳	336,200円	403,863円	368,898円
国	43.1歳	307,220(332,446)円	—	(405,463)376,257円
類似団体	43.7歳	321,005円	366,102円	348,622円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南部町	46.9 歳	21 人	265,700 円	296,213 円	279,678 円	-	-	-	-
うち用務員	49.4 歳	5 人	281,900 円	290,380 円	291,896 円	用務員	53.7歳	202,700 円	1.43
うち介護員	45.5 歳	16 人	260,600 円	298,036 円	274,119 円	-	-	-	-
青森県	47.5 歳	405 人	310,500 円	-	335,060 円	-	-	-	-
国	49.9 歳	3,272人	272,119 円 (286,850 円)	-	309,534 円 (325,400 円)	-	-	-	-
類似団体	49.8 歳	15 人	295,586 円	312,351 円	304,603 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南部町	-	-	-
うち用務員	4,611,995 円	2,809,400 円	1.64
うち介護員	4,729,360 円	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 21～23 年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、〇年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		南 部 町	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	133,100円	137,200円	-
	中学卒	121,600円	125,400円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

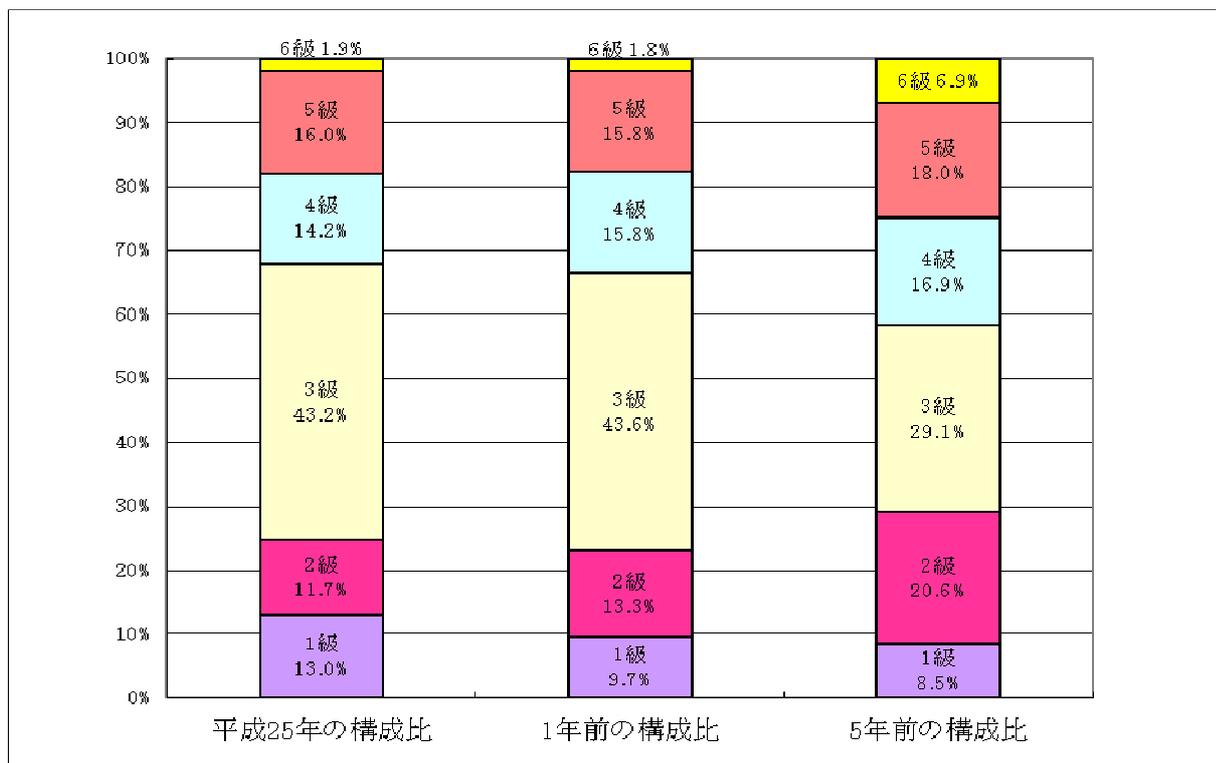
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,600円	314,500円	351,300円	419,800円
	高校卒	231,100円	278,200円	296,500円	345,100円
技能労務職	高校卒	— 円	248,900円	287,900円	271,000円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	21人	13.0%	135,600円	243,700円
2級	主査	19人	11.7%	185,800円	307,800円
3級	班長、総括主査	70人	43.2%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐、主幹	23人	14.2%	261,900円	388,300円
5級	課長、副参事	26人	16.0%	289,200円	400,600円
6級	参事	3人	1.9%	320,600円	422,600円

- (注) 1 南部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 部 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 1,312千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,547千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律支給

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

南 部 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 6,233千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 21,488千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 南部町は支給なし

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		57,256千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		55,100円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		24.8%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療手当	医師	診療業務	33,256千円	月額380,000～625,000円
地域手当	医師	医療業務	3,000	月額50,000円
診療補助手当	医療技師	診療補助業務	672	日額200～300円
危険手当	医療技師・看護師	放射線診療業務・人 工透析業務	466	日額200～350円
夜間看護手当	看護師	深夜の看護業務	9,052	日額2,000～6,800円
特殊勤務補助手当	介護福祉士、看護助手	調剤業務・看護業務 補助	151	日額120円
待機手当	医師・医療技師・看護師	医療業務のため待機 したとき	1,294	日額1,000～4,000円
死体処置手当	看護師・介護福祉士・ 看護助手	死体処置業務	83	1体1,000円
介護老人保健施設 の特殊勤務手当	医療技師・看護師・介 護員	介護業務	6,648	月額3,000円
介護老人保健施設 の夜間介護手当	看護師・介護員	深夜の介護業務	2,635	日額1,500円～3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	27,777千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	191千円
支給実績（23年度決算）	37,657千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	131千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者:13,000円 配偶者以外:1人6,500円満16~22歳の子:1人5,000円加算	同		39,151千円	250,968円
通勤手当	交通機関:運賃相当額(55,000円程度) 自動車:距離に応じて2,000~35,000円	異	四輪自動車使用の場合の距離区分2km区分として(県に同)	21,744千円	88,032円
住居手当	借家・借間:家賃に応じて算出(27,000円限度)	同		14,040千円	292,500円
管理職手当	課長相当額:23,000円~35,000円 医師:80,000~150,000円	異	支給単価	17,472千円	582,400円
寒冷地手当	世帯主区分・扶養親族の有無に応じて、7,360~17,800円	同		20,251千円	65,750円
夜間勤務手当	正規の勤務として午後10時~午前5時に勤務した場合、1時間につき1時間当たりの給料額の25%を支給	同		6,005千円	117,745円
宿日直手当	一般:4,200円程度 医師:20,000円限度	同		8,480千円	652,308円

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	763,000円 ()円	(参考) 類似団体における最高/最低額 841,000円 / 640,000円
	副町長	604,000円 ()円	684,000円 / 542,700円
報酬	議長	283,000円 ()円	332,000円 / 281,800円
	副議長	240,000円 ()円	291,000円 / 223,600円
	議員	225,000円 ()円	275,000円 / 181,000円
期末手当	町長	(25年度支給割合) 2.8月分	
	副町長	(25年度支給割合) 2.8月分	
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副町長	給料月額×在職月数×45.5/100 16,663,920円 任期毎	
	備考	給料月額×在職月数×26.5/100 7,682,880円 任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

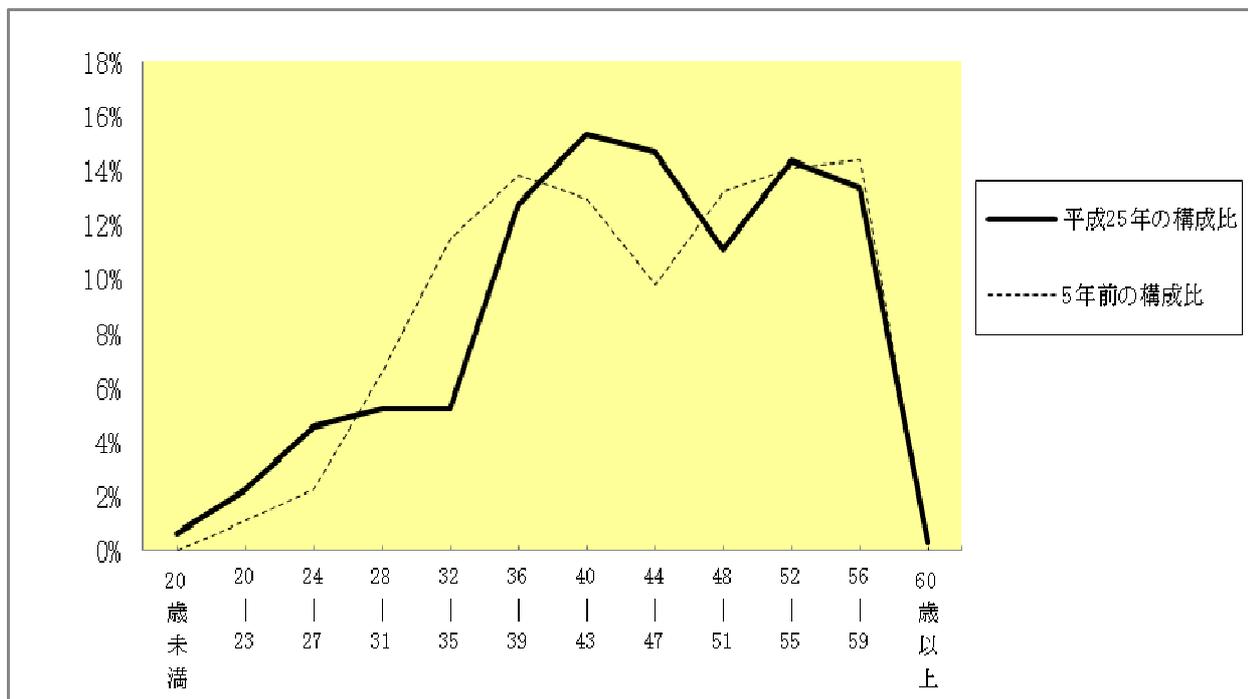
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	臨時職員の活用による減員▲1 勤務条件の改善のための増員1
		総 務	48	47	▲1	
		税 務	18	19	1	
		農 林 水 産	20	20	0	
		商 工	8	8	0	
土 木		9	9	0		
民 生		39	39	0		
衛 生	14	14	0			
	計	159	159	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.73人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 77.88人)	
	教育部門	30	28	▲2	業務実施体制の見直しによる減員▲1 退職不補充▲1	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	189	187	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.59人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 102.00人)	
公 営 会 社 業 計 等 部 門	病 院 下 水 道 そ の 他		67	65	▲2	退職不補充(医師・看護師)
			3	3	0	
			51	51	0	
	小 計	121	119	▲2		
合 計			310	306	▲4	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.52人
			[370]	[370]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 2	人 7	人 14	人 16	人 16	人 39	人 47	人 45	人 34	人 44	人 41	人 1	人 306

0

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	185	177	171	168	159	159	▲26(▲14.1%)
教育	42	41	37	34	30	28	▲14(▲33.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計	227	218	208	202	189	187	▲40(▲17.6%)
公営企業等会計	120	124	120	120	121	119	▲1(▲0.01%)
総合計	347	342	328	322	310	306	▲41(▲11.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。